

令和3年度 第5回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和3年8月24日(火) 午後4時00分～午後5時00分					
招集の場所	役場本庁3階 大会議室					
出席委員 14名 欠席委員 0名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	西崎 梅一	出
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	5	西口 孝		6	太田 憲男	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 4名 事務局職員 2名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	唐田 龍治		推進委員	吉見 克巳	
	推進委員	岡原 智恵子		推進委員	下田 健二	
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	加洲 能子	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

令和 3 年度第 5 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和 3 年度愛南町農業委員会第 5 回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は 14 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 5 番、西口 孝委員と 6 番、太田 憲男委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番号 22 番、御荘平城の 5 筆、地目・面積は田・4,033 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 0aでございます。 受付番号 23 番、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・876 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 1,028.8aでございます。 受付番号 24 番、広見の 5 筆、地目・面積は畑・9,763 m ² で 3 条有償移転でございます。経営面積は 17.2aでございます。 以上 3 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。22 番お願い致します。
委員	場所は、生コンの左側です。今はお米を作っています。知り合いの農家に手伝ってもらいながら、耕作するそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願

	い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 23 番お願い致します。
委員	場所は、石井手です。保健福祉センターの信号から 100mほど上がったところで、今はしていないが、商店の看板を右に 50mほど行った土地です。所有者は、東京在住の方でその申請地を相続しました。僧都で農業を営んでいる譲受人に売却したいそうです。申請地は長いこと作っていないので、現況は雑木が生えている状況です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 24 番お願い致します。
委員	この案件は、後に出てくる議案第 4 号 7 番に隣接する畑です。今現状は山ですが、みかんが植えてあったと思います。譲受人はしきびを植えたいと聞いています。今から、譲渡人が農地として耕作することはできないだろうと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	営農型のソーラーになる？
委員	それは聞いてない。
委員	しきびを植えたら、農地として認める？
事務局	現在、上大道・増田地区に、同じように榊を農地に植えるということで許可した案件がございますので、しきびでも構わないということになっております。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。 受付番 5 番、御荘長月の 3 筆、地目・面積は、畑・499.07 m ² でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。 以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。5 番お願い致します。
委員	場所は、長月の下地です。県道と農道の交差点から 300mほど下ったあたり

	<p>です。昔鳥小屋があったらしく、今は特に何も無い場所です。周りに家も何軒か建っていて、問題ないと思います。以上です。ご審議の程、宜しく願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>補足です。進入路を取ってもらえる関係で、町道が離合できないほど狭い道路ですが、ここで離合しやすくなるので、利便性としては近所の方は助かると思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号9番、御荘平城、地目・面積は田・956㎡でございます。転用目的は重機置場でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p> <p>受付番号10番、城辺甲の2筆、地目・面積は田・762㎡でございます。転用目的は農家住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号11番、小山の3筆、地目・面積は畑・294㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号12番、広見、地目・面積は田・253㎡でございます。転用目的は二世帯住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で、第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に</p>

	<p>該当するため許可は可能と思われます。</p> <p>以上 4 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。9 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は生コンの左です。道路に面した場所で、埋め立てて重機等を置きたいそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>10 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>先ほどの 3 条の場所の並びで、道路から見た右側です。譲受人の今住んでいるところが手狭になってきたので、申請地を買い受けて農家住宅を建築したいそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>

事務局	<p>11 番は、地元委員が欠席のため、事務局お願い致します。</p> <p>場所は本村地区です。譲受人は、現在、借家住まいで自己の住宅がないため、申請地を買い受けて住宅を建てたいそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>12 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、弓張地区の農免道路沿いの土地です。申請地の隣が本人の自宅です。昔分筆して買ったその残りを買って家を取ると聞きました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>息子が住む？</p>
委員	<p>息子は帰らないみたい。</p>
事務局	<p>事務局でお問い合わせをしました。奥さんのお姉さんが、少し体を痛めているそうで、隣の住宅に住むというかたちで建築すると、聞いております。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号6番、柏崎の3筆、地目・面積は畑・1,407 m²でございます。場所は、国道から柏崎方面へ降りて、それぞれ600m、350mほど離れたあたりになります。</p> <p>受付番号7番、広見、地目・面積は畑・2,032 m²でございます。場所は、惣川砂防ダムから南へ500mほど離れたあたりになります。</p> <p>対象地の調査年月日は令和2年9月18日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上2件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>地元委員さんどうですか？</p>
委員	<p>6番は、荒れとるのは間違いがない。</p>
議長(会長)	<p>6番の今後の利用方法は？</p>
事務局	<p>親戚に売るらしいです。</p>
委員	<p>道もなく、農地とは言えない。</p>

議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 5 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 79 番は再設定で、御荘菊川、地目・面積は田・73 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 80 番は再設定で、御荘菊川の 3 筆、地目・面積は田・3,023 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 81 番は再設定で、御荘深泥の 3 筆、地目・面積は畑・1,220 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 82 番は再設定で、御荘深泥、地目・面積は畑・1,167 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 83 番は再設定で、御荘深泥、地目・面積は畑・1,038 m²、使用貸借で生産物は野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 84 番は再設定で、僧都の 8 筆、地目・面積は田・6,327 m²、賃貸借で生産物は水稲・果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 85 番は再設定で、城辺乙の 2 筆、地目・面積は田・2,255 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 86 番は再設定で、城辺乙の 5 筆、地目・面積は田・1,761 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 87 番は再設定で、城辺乙の 2 筆、地目・面積は田・1,730 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 88 番は再設定で、城辺乙の 2 筆、地目・面積は田・1,500 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 89 番は再設定で、城辺乙の 2 筆、地目・面積は田・1,850 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 90 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・2,144 m²、賃貸</p>

	<p>借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 91 番は再設定で、御荘長月の 8 筆、地目・面積は畑・11,525 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 92 番は新規で、御荘平城、地目・面積は畑・5,942 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 93 番は再設定で、緑乙の 6 筆、地目・面積は畑・5,623 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 94 番は再設定で、緑乙、地目・面積は田・1,918 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上 16 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、94 番は孝野委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p>
委員	<p>(孝野委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>94 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
委員	<p>(孝野委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>79 番は、面積が小さいが、年貢が、米 1 俵とあるのは、間違いないか？</p>
事務局	<p>図面上、隣接する 2 筆にまたがった土地と思います。賃貸借で 10aあたり米</p>

	<p>1 俵ということで、トータルでの表現だと思っていただければと思います。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長

河野 仁

議事録署名人

西 口 孝

議事録署名人

太 田 憲 男